

# 第 1 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年6月8日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

第1回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

日 時 平成14年6月8日(土曜日) 午後1時00分～午後3時35分

場 所 徳山市 遠石会館

議事日程

(報告)

第1号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約

第2号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の長の協議書

(議案)

第1号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程

第2号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程

第3号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程

第4号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の運営方針

第5号 平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事業計画

第6号 平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算

第7号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の合併協定項目

第8号 合併協定項目1「合併の方式」

第9号 合併協定項目1-1「条例、規則等の取扱い」

第10号 合併協定項目2-1-(1)「電算の管理運営」

第11号 合併協定項目2「合併の期日」

第12号 合併協定項目3「新市の名称」

第13号 合併協定項目4「新市の事務所の位置」

(その他)

出席委員(会長含む)(44名)

会 長 河 村 和 登

委 員	吉 村 徳 昌	藤 井 康 弘	清 永 一 彦	田 崎 義 雄
	大 田 良 充	和 田 明 信	山 下 波 留 子	福 田 孝 志
	岡 林 久 熊	吉 平 龍 司	末 次 雅 文	兼 石 慧 子
	田 村 勇 一	宮 崎 進	黒 神 公 直	廣 本 武 生
	倉 住 栄	中 村 秀 昭	志 賀 武 男	岡 田 実
	兼 重 元	福 田 文 治	今 井 和 代	西 村 上 一
	渡 辺 輝 明	児 玉 研 一	藤 村 周 介	住 田 宗 士
	上 田 悟	田 中 泰 典	三 浦 義 孝	津 田 孝 道
	松 永 正 之	中 津 井 求	徳 本 豊	吉 松 敬 格
	石 川 光 生	一 原 英 樹	角 田 美 彌 子	土 井 公 夫
	宗 東 博 昭	青 木 孝 二	村 川 哲 夫	

欠席委員(2名)

林 重 男 原 田 聡

出席監査委員(3名)

松 本 一 達 福 田 雅 正 林 繁 正

欠席監査委員(1名)

片 山 東 陽

〔午後 1 時 0 0 分開会〕

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から、第 1 回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催いたします。

私は、事務局長の秋友と申します。よろしく願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、会長であります徳山市長にごあいさつをお願い申し上げます。

（河村和登会長）

2 市 2 町の法定協の会長を仰せつかっております徳山市長の河村和登であります。

本日は、皆さん方、それぞれ大変お忙しい中をこうして御出席をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

今回、会長を仰せつかるに当たりまして、改めましてこの 3 年間で振り返りながら、その重責をかみしめているところであります。私といたしましては、過去のいろんなことを反省しながら、皆さん方と力を合わせて私の仕事を全うしたい、そういう気持ちであります。

会長として最初に一言ごあいさつを申し上げたいと思って、きょうは最初の会でありますので、二、三分お時間をいただけたらと思います。

21 世紀という幕あけから 1 年半が経過をいたしました。政府が最近のニュースの中で、景気が回復基調にあるということ流しておりますけれども、私が考えますのに現在の社会経済情勢というのは、そんな簡単なものではない。特に私たちを取り巻く現況は、財政も含めまして少子高齢化の中で大変な時代を迎えている、そのように考えております。

小泉内閣が昨年発足いたしまして、抜本的な構造改革を進められつつありますけれども、特に国と地方との関係を見直す地方分権改革におきましても、地方自治体というのは住民みずからが自主的な選択と判断によりまして、市町村合併を視野に入れた上で、将来のまちづくりのあり方を決定していかなければならない、そういう大変重要な時代の転換期にあるのではないか、そのように思っております。

そうした中で、本周南地域を考えてみますのに、いち早く時代の潮流をとらえ、全国的にも先進的な取り組みとして、広域合併による中核都市づくりを目指して今日まで来たわけであります。

とりわけ、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町、2 市 2 町におきましては、これまで下松市とともに合併協議会を設置いたしまして、おおむね 3 年かけまして、その歳月を費やして合併協議を行ってきたわけであります。きょう御出席の皆さん方におかれましては、この 3 年間、ほとんどの方がこの会に御出席をいただき、御協力をいただきまして、すべての合併協定項目の協議をおかげをもちまして終了したところでありますけれども、残念ながら現実的には熟度の違いがございまして、現下では 3 市 2 町の合併が事実上、困難な状況となったわけであります。

そういうことを踏まえまして、私たち 2 市 2 町の首長が頻りに会を持たせていただきまして、中核都市づくりに向けた基本的な考え方は 2 市 2 町とも変わらない、そういう姿勢の中で合併は避けて通ることのできない喫緊の課題であるということを共通認識をしたわけであります。私も、会長としてそのことを大切に受けとめ、その実現に向けて努力をしまいたい、このように考えております。

本協議会の設置に関しましては、各議会の議員さんからの要望等もございまして、合併協議会設置に際し、各市町の首長、また議長さん、民間の代表の方からなります 2 市 2 町合併協議会設立会議を設置させていただきまして、合併に向けた各市町間の強い意思を確認をしたところでございます。そして、それに向かっていろいろと調整を行ってまいったところでございます。

そうした中で、この 2 市 2 町は、将来的には下松市、ひいては光、大和町も含めまして周南全域での合併を目指すという共通理解を図り、中核都市づくりに向かって第一歩を踏み出すべく、先行合併を行うとの位置づけをみんなで申し合わせたものであります。

私はもとより、吉村市長さん、また熊毛の町長さん、鹿野の町長さん、しょっちゅう集まっておりますけれども、必ずや合併を実現するという強い意志の表明を各首長ともされておりますし、不退転の決意で本協議会に臨んでおられます。委員の皆さん方におかれましては、何とぞ御理解、御協力をお願いしたいと思います。

なお、この2市2町の合併協議会は、合併を前提とした合併をするための合併協議会でありますことから、お互いの意見をしっかりと出し合って、尊重し合い、また和やかな明るいムードの中で円滑な協議ができればいいなと、そのような気持ちで私は会長といいますが、議長を務めさせていただきたい、このように考えております。

以上、合併協議会を開始するに当たりまして、私の思いの一端を述べさせていただきましたけれども、皆様方におかれましては、私の気持ちを御理解いただく上で、これから相当時間も、これをまとめ上げていく上でかかるかと思っておりますけれども、御理解の上、御支援、御指導いただけたらと思います。きょうはどうもありがとうございました。

(事務局)

それでは引き続きまして、委員に委嘱状を交付いたします。委員を代表されまして、熊毛町の角田委員さんをお願い申し上げたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

(河村和登会長)

委嘱状、角田美彌子様、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会委員に委嘱します。平成14年6月1日、徳山市長河村和登、新南陽市長吉村徳昌、熊毛町長大田良充、鹿野町長岡林久熊。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(事務局)

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、本協議会の議長は規約により会長が務めるということになっておりますので、これからの議事の進行は会長さんをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

それでは、早速でございますけれども、私の方で議長を務めさせていただきたいと思っております。

最初に、本日の会議録署名委員につきましてでございますけれども、徳山市の清永委員さん、新南陽市の今井委員さん、熊毛町の上田委員さん、鹿野町の石川委員さんとさせていただきたいと思っておりますので、それぞれ皆さん方よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、まずお手元に資料を配付させていただいておりますけれども、報告第1号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約」及び報告第2号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の長の協議書」につきまして、事務局より一括して報告を申し上げます。

(事務局)

それでは、報告第1号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約」、報告第2号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の長の協議書」について一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第1号の合併協議会規約について御説明いたします。

当合併協議会は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置したものでございます。この設置に当たっては、地方自治法第252条の2第1項に基づき規約を定め、同法第252条の2第3項に基づき、先の5月に開催されましたそれぞれの臨時議会において御可決いただき、その後、所定の手続を済ませたところでございます。

内容につきましては、お手元の報告第1号合併協議会規約を御参照いただきたいと思います。

本協議会の規約は、基本的には3市2町の合併協議会の規約を踏襲いたしておりますが、特に異なる条文について御説明を申し上げますと、第3条の1号では、「合併の是非を含めた合併の協

議」を削除し、「2市2町の合併の協議」といたしております。次に、第8条では、委員について定めておりますが、できるだけ組織の簡素化を図るため、助役については規約から削除いたすとともに、他の行政委員につきましても、企画担当部課長を委員から除くことといたしております。その他の条文につきましても、3市2町合併協議会の規約と同一の内容といたしております。

次に、報告第2号2市2町の長の協議について御説明いたします。

合併協議会の規約には、2市2町の長が協議して定める事項が8項目ございまして、去る5月31日に徳山市役所において2市2町の長が協議し、協議書に調印をいたしましたので御報告いたします。その主なものについて御説明いたします。お手元に報告第2号として「協議書」をお配りいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

まず、協議会の事務所の位置でございますが、会長の属する市に置くことといたしております。委員の定数につきましては45名とし、会長を含め46名といたしております。委員構成はお手元に配付しております協議会名簿を御参照お願いいたします。次に、会長につきましては、徳山市長が務めることといたしております。副会長につきましては、規約第7条により新南陽市長、熊毛町長並びに鹿野町長が務めることにいたしておりますが、同条第2項の会長の職務を代理する副会長につきましては、新南陽市長が務めることといたしております。次に、事務局の組織、運営につきましては、別冊の議案等関係資料の1ページの「事務局規程」を御参照いただきたいと思います。最後に、経費の負担でございますが、協議会に要する経費の3分の1を均等割、3分の1を人口割、3分の1を財政規模割により算出した額を2市2町がそれぞれ負担することといたしております。

以上、御報告を申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今、皆さん方の方に報告を2件ばかり申し上げましたけれども、何か皆さん方の方でお気づきの点、御質問、御意見がございましたら遠慮なく手を挙げていただきたいと思います。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

会議の運営であります、第10条では運営についてであります、この2市2町の法定合併協議会は明年の4月21日に合併ということで、きちっと期限を切ったスタートでありますので、この法定合併協議会の会議は定期的開催するという前提にして、6月は別にいたしましても、7、8、9と定期開催、例えば第1土曜日、第3土曜日にきちっとするといった形で、日にちをとにかくまず決めといて、それに皆さんがあわせていくというような形でやっていったらどうか。それなら事務局の手も煩わさず、そして協議も進め方も十分私は見通しが立つんじゃないかなと、こういうことでありますので提案いたします。

(河村和登議長)

会議の運営につきまして、今新南陽の議長の方から御提案いただきましたけれども、ほかに。このことにつきましては、2市2町の首長でよく協議いたしまして、御期待に沿えるように取り組みをさせていただきたい、このように考えます。いいですかね。

それでは、報告2件につきましては、御了承いただきたいと思います。

続きまして、議案第1号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程」、議案第2号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程」、また議案第3号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程」につきまして事務局の方から説明をさせます。

(事務局)

それでは、議案第1号合併協議会小委員会規程、議案第2号合併協議会幹事会規程及び議案第3号合併協議会専門部会規程について一括して御説明申し上げます。議案では6ページから13ページでございます。

まず、小委員会規程につきましては、合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、合併協議会に小委員会を設置するに当たり、規約第11条第2項の規定に基づき、その組織、運営等について定めようとするものでございます。小委員会の所掌事項につきましては、合併協議会から付託された事項について、調査または審議をするものでございまして、小委員会の委員長は、その審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告することといたしております。

次に、議案第2号幹事会規程につきましては、合併協議会規約第12条第1項の規定に基づきまして、合併協議会に幹事会を設置するに当たり、規約第12条第3項の規定に基づきまして、その組織、運営等について定めようとするものでございます。幹事会の所掌事項につきましては、合併協議会に提案する事項について、総合的に協議または調整をするものでございまして、その審議の経過及び結果につきましては、協議会の会長に報告することといたしております。

最後に、議案第3号専門部会規程につきましては、合併協議会規約第12条第2項の規定に基づきまして、幹事会に専門部会を設置するに当たり、規約第12条第3項の規定に基づき、その組織、運営等について定めようとするものでございます。専門部会の所掌事項につきましては、合併協議会規約第3条に規定する事項について、専門的に協議、調整するもので、その審議の経過及び結果につきましては、幹事会の会長に報告することといたしております。

以上の三つの規程につきましては、3市2町合併協議会で御承認いただきました規程と同様な規程といたしておりますので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

(河村和登議長)

ただ今、事務局の方から議案第1号、議案第2号、議案第3号につきまして御説明を申し上げましたけれども、委員の皆さんの方で何か御質問、御意見等がございましたら御提出をお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。異議がないようでございますので、議案第1号、第2号、第3号につきましては、原案のとおり決定することとさせていただきます。

続きまして、議案第4号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会運営方針等」につきまして、事務局から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第4号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の運営方針等」について御説明を申し上げます。議案つづりの14ページでございます。

議案は、規約第10条第3項の「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める」と、この規定に基づきまして、今後の会議運営のあり方として特に重要とされます6点の事項について、皆様方に御理解をいただきまして御決定をいただくこととさせていただきます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

まず、1番の基本方針でございますが、「本協議会は、3市2町合併協議会の運営並びに協議調整方針を最大限に尊重する」とことといたしております。このことは、今後、2市2町の合併協議を進めていく上での基本となるものでございまして、その考え方につきましては、この2市2町の合併は、あくまでも3市2町の先行合併でありまして、その意義は周南地域の目標であります中核都市づくりに向けた第一歩を踏み出すということにいたしております。

したがって、こうした先行合併の位置づけを踏まえめるとともに、これまでおおむね3年の歳月を費やし、各界各層の英知を結集いたしました3市2町での協議、調整結果等を無にすること

なく、最大限生かしていきたいと考えておりました、このことを基本方針とさせていただいております。

次に、2番の会議の公開から6番の会議の決定方法についてでございますが、ただ今申し上げたことを踏まえまして、3市2町合併協議会の方針を踏襲いたしておりますので、簡潔に御説明を申し上げます。

まず、2番の会議の公開でありますけれども、このことにつきましては、本日も既に対応いたしておりますけれども、どなたもが会議を自由に傍聴いただけるように、また合併に対する御理解をより一層深めていただくため、会議は公開といたしております。次に、3番の議事進行でございますけれども、会長は会議の迅速かつ能率的な運営に努めるものとして、委員は会議の円滑な議事運営に協力しなければならないことにいたしております。次に、4番の会議録の調製に関してでございますけれども、会長は、日時、出席者等を明記の上、全文筆記の会議録を調製するにいたしております。次に、5番の会議文書等の取扱いでございますが、4番の会議録及び会議に提出された文書は、公開をするということにいたしております。最後に、6番の会議の決定方法でございますけれども、会議は大方の賛同をもって決定するということにいたしております。

なお、1番の基本方針につきましては、議案等関係資料の3ページに、参考といたしまして「2市2町合併協議会設立会議の申し合わせ事項」を掲載をいたしております。内容につきましては、資料にお示しをいたしておりますので、御覧いただきたいというふうに思いますけれども、不退転の覚悟で合併を実現するという首長、議長、民間代表の方々の申し合わせであることを御紹介を申し上げます。

以上で議案第4号並びに参考資料の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いをいたします。

(河村和登議長)

ただ今、事務局の方から議案第4号につきまして説明をいたさせましたけれども、今後、この合併協議会を運営していく上に基本的なことになろうかと思っておりますが、皆さん方の方で何か御質問、御意見がございましたら、遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

まず一番最初の基本方針について、今事務局の方からも説明があったんですけれども、3年にわたる3市2町での協議を無にしないという意味において、また今回の2市2町合併が3市2町合併の先行合併というふうな位置づけが確認されている点から、それからまた来年4月21日に合併するためには、短期間に協議をしなければならないという実際上の必要性からいっても、この基本方針は大変重要なことだと思っております。全面的にこれに賛成したいと思っております。

それから、最後の6番目の会議の決定方法について、会議は大方の賛同を持って決定するという点について、事前に徳山市議会の合併調査特別委員会でちょっと事前協議をしたときに、一部議員から確認の意見が出ましたので、確認しておきたいと思うんですけれども、もちろん全会一致ということに要求する議員はいなかったんですけれども、大方の賛同をもってする場合の大方の賛同の場合に、首長委員も票数としては同じかという点について、これが今回の2市2町合併協議会で問題になるというようなことは、まず想定できないんですけれども、一応前回のこともありますので、前回のときは、首長委員の場合、首長会議の構成員という点では特別であるけれども、合併協議会の委員としては平等であるというふうな理解をしているんですけど、それでよいかどうかということを一応確認をしておきたいと思っております。お願いします。

(河村和登議長)

第6番について、過去3年間協議する中で、私も随分心を痛めたこともあるんですけれども、大方の賛同をもって決定するというので、34項目を決定させていただきました。このことについ

てはいろいろ議論がなされておりますこと、また意見があることも承知しておりますけれども、ここでしっかり協議していただいて、最終的には各自治体の議会の皆さん方、住民の代表の、ここできちっと決まってくるものですから、この協議会としてはしっかり意見を出していただいて、大方の意見をもって決めさせていただこうと、そのような基本的な考え方に立っております。

あわせて、今最後の質問にありましたけれども、それなら各首長はどうかということがございますけれども、首長も委員の方と全く同じ立場にあると、そういう姿勢で臨まさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いいですかね。

ほかに何か。はい、中村さん。

(中村秀昭委員)

新南陽の中村です。よろしくお願ひします。

先ほど河村会長の方から不退転の気持ちで首長もやるということと、それから議会でも2市2町が合併を前提ということで議決をいたしております。そういったことを前提に、それからこの4号議案の中にもありますように、前回の調整方針を最大限尊重する。それから、議事進行については、能率的に運営すると、円滑な議事運営に努めなければならないと、こうありますので、前回にありましたように、持ちかえってと、こういうことになりますと、これはまた過分な時間を要するし、来年の4月21日はもう既に決定しておるわけですから、この会議で一つ一つ時間がかかっても決めていくんだと、こういうことをひとつみんなで腹の中へ入れて会議を運営していただいたらと、このように考えますので、会長の方、よろしくお願ひしたいと、このように考えております。

(河村和登議長)

今、中村委員さんの方から会議のあり方、決め方について御発言をいただきましたけれども、委員さんの言われるように、そういう方向で議事を進めさせていただけたら、また委員の皆さん方にも極力そういう方向で発言、また御協力いただけたら大変ありがたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

はい、田中さん。

(田中泰典委員)

熊毛の田中ですが、確認ですが、議案4号の1の参考資料の申し合わせ事項の中で、2番目の項で1、2、3、4と括弧書きで上がっております。この件については、議案の10号以下に掲げられております項とのかかわりで確認をしておきたいんですが、これは本来合併協議会で正式に議案としてやらなければならない事項だというふうに理解をいたしますが、その辺をちょっと確認しておきたいんですが、よろしいですか。

(河村和登議長)

もう少し具体的に、田中さん。今、田中さんの御指摘のところを皆さんにわかりやすく。

(田中泰典委員)

参考資料の議案第4号の、3ページですね、3ページに議案第4号の参考資料というのが出てます。これの申し合わせの2のところ、括弧書きで1、2、3、4と上がっておりますが、新設合併以下期日等々について出ておりますが、この点は議案の10号議案以降で、ここで協議をされるというふうに理解してよろしいでしょうかという確認なんですが。

(河村和登議長)

きょうから2市2町の法定合併協議会を出発いたしますことから、今お話がありました括弧書きの1、2、3、4につきましては、議案として委員の方にしっかり発言していただいて、決めさせていただくということになります。いいですかね。はい、兼重さん。



市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算」につきまして御説明いたします。

平成14年度の予算総額を3,156万5,000円といたしております。

歳入では、県支出金といたしまして、市町村合併推進事業の補助金1,000万円を計上しております。この補助金は、2市2町で構成いたします法定合併協議会に対し250万円に4団体分を乗じた額を補助するものでございます。そのほか2市2町からの負担金と雑入を計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

まず、旅費でございますが、これは協議会や小委員会等の開催に伴い支給いたします委員さんへの費用弁償や先進地の調査などのための経費でございます。次に、需用費でございますが、これは会議資料の用紙代や協議会だよりの印刷、新市建設計画に係る計画書や住民向けの概要版及び合併協定書の調印のための製本等の印刷製本費、光熱水費等の経費を計上したものでございます。次に、役務費でございますが、電話料、郵送料、会議録作成費等の経費を計上いたしましたものでございます。次に、使用料及び賃借料でございますが、これは事務室や事務機器等の借り上げ、協議会開催のための会場使用料等を計上したものでございます。次に、備品購入費でございますが、これは事務用品等の購入する経費を計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、平成14年度事業計画及び予算についての御説明といたします。

なお、各市町の負担金につきましては、2市2町の5月臨時議会におきまして、それぞれ御承認をいただいておりますので申し添えます。

以上でございます。

(河村和登議長)

平成14年度の事業計画及び予算について、議案第5号、6号として今お示しをいたしましたけれども、皆さん方の方で何か御質問、御意見がございましたら遠慮なく挙手をして御発言をいただきたいと思っております。はい、中村さん。

(中村秀昭委員)

再々済みません。これ先般市民の方から意見が出たんですが、市長並びに議会代表、市民代表でこの会議をやる前に、ざっくばらんにいろんな意見交換やったわけでございます。その中に協議会だよりのというのがずっと発刊されてきまして、私どもはそれなりに評価しておりますが、どうしても事柄上、かたくなる、読みづらいと、こういうような意見が、どうしても行政が出す資料は余りおもしろい資料がないんで、このたび再仕切りという意味で、全部が全部とは言いませんが、市民が身近に、例えば駅前で見られるとか公民館で見られるとか、病院の壁に張っちゃったとか、そういった皆さんが身近に感じられるような、そうした表現方法のPRをしたらどうだろうかという女性の声があったわけでございます。我々も冷静に考えますと、なるほどそうだなあということで、吉村市長の方もぜひ協議会の中で生かしていきたいなあというような意見も述べておられました。

それで、私が代表して言うんですけども、全部が全部とは言いませんが、したがって我々はちょっと無理なんで、市民の方でそういうことを得意とされておるワークショップとか、そういうことのボランティアといいますか、そういう方もいらっしゃると思うわけでございます。したがって、いつか募集されてユニークな、そして市民が身近に感じられるような、さらに2市2町がどんどん進んでおるなあ、というようなPRの仕方も要るんじゃないかという、そういう声が出ましたんで、ぜひとも1回か2回、新聞記事にも載るようなおもしろい協議会だよりのつくってもらおうと、いろんな形でまた機運が盛り上がってくるんじゃないかなと、このような意見がありましたので、各首長さんの方で、また事務局の方でよろしくお願ひしたいと、このように考えております。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。協議会だよりをもうちょっと合併に関して、市民の方、住民の方が身近に感じられるような、そういう中身にしてぜひ取り組めと、ワークショップ等もあるではないかという御指摘であろうかと思えます。どうしても市役所というか、市、町が出す広報等もそんなんですけれども、もうちょっと市民の方に身近に楽しく読んでいただけるようなということで、広報等についても議論がなされておりますけれども、各自治体、そういうノウハウを持った、そういう方もいらっしゃるんじゃないかと思えますし、事務局の方でよくそういう今の意見も踏まえて取り組みをさせていただけたらと思えます。

ほかにないですかね。はい、どうぞ。

(松永正之委員)

熊毛の松永でございます。二つ質問と一つの要望を申し上げたいと思うんですけども、まず1点は、新市の建設計画でございますが、3市2町のときも非常にいつ出るかいつ出るかというような、非常に我々は興味を持っておったわけですけども、あらあらいつぐらいに提示できるかというような時期は、まとめができ、いつごろ出るかというのがわかれば教えていただきたいということと、その他の項で前回のときには先進都市の視察調査というようなことが入っておったんですが、このたび抜けておると。しかし、予算の方でいきますと、旅費の項で先進地調査等というのが入っておりますので、重要計画のその他の項にも、それを入れておったらどうだろうか、このように思います。

それと一つ要望といたしましては、今新南陽市の委員さんの方からも話がありましたけども、協議のテンポもかなり早くなってくるのではないかと思いますので、情報提供、このことにつきましては住民の理解を十分得るためにも、この方策については万全を期していただきたい。これは要望でございますが、お願いをいたします。

(河村和登議長)

最初の2点につきましては、事務局の方から説明させましょう。

(事務局)

第1点目の新市建設計画に関する御質問でございますけれども、事務局の方ではできるだけ早くということで、現在3市2町の新市建設計画をベースにしながら、主として事業ですね、下松市さんが抜けられたことに伴うことによって、下松市の事業を削除する、そういった作業を進めております。今の段階で何月ごろということは明示できませんけれども、限られた期間でございますので、できるだけ早く作成していくと。それで、でき次第、本協議会には皆さん方の方にもお諮り申し上げたいというふうに考えております。

それと、もう一点いただきました事業計画と予算の関係のバランスでございますけれども、その他の項の先進地の視察、調査ですか、旅費の方につきましては先進地調査というのがありますので、事業計画の方にそういった項目を取り込むということで対応させていただいたらと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

3番目のご要望をいただきました市民、住民の方に、御理解いただくための正しい情報を提供しなさいということは、本当に大事なことでございますので、ご要望に沿って情報提供できるように取り組まさせていただきますと思います。はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

節度を持って協議会に臨みたいと思っております、たびたび発言するのは何かと気が引けるんですが、言っておく必要があるかと思っております。3市2町と勝手が違いまして、一方的に言えば

っかりで何となくとも思っておりますが、肝心なことだけきちっとしておきたいと思っております。

特に新市建設計画というのが非常に大きな仕事ではなからうかと思っております。それで、先ほど説明がありましたように、下松市の事業分を除けばいいというようなことになっておりますが、位置付けとしては先行合併ということでありまして。たとえば言うなら、新しい鉄道を敷くときに、レールを敷いて将来に備えるのか、それとも用地買収をしておくのか。こういった考え方になるかと思っております。この下松を含めての3市2町の先行合併ということになれば、レールをきちっと敷いて、いつその車が走るかどうか分からんけれども、とにかくレールを敷いてこうということになる。というような考えで新市建設計画をつくるのかと。そうするとやっぱり限られた財源で投資対効果といったことも大事な観点になってくるかと思っております。そこで、先行合併と新市建設計画、当然に新市建設計画を具現化するためには、財政計画というのが非常に精緻を極めるのではなからうかと、このように思っております。単に、絵空事というか、絵に描いた餅のようにして、これが出来上がるというわけにはいかんと思っております。先日、先進地の視察に行ってきましたけれども、非常にやっぱりこの辺の新市建設計画と財政計画、これのきちとした裏付けということですか、このことについては当然難しい問題ではありますけれども、できるだけ新市建設計画をきちん具現化できるための財政計画といったことに努力をしていかなければいけないのではなからうかと思うんです。それで先ほど言いましたように、鉄道を敷くときの話をしましたが、こういった観点からリーディングプロジェクトという問題も含めてどのような計画にしていくのかといったことから、今回の2市2町の協議会では非常に知恵を絞って結論を出さなければいかんのではなからうかと、このように思っておりますが、皆様のご意見はいかがかということで、皆様にお尋ねしていただきたいということでありまして。

それから、その他の項の(3)の 国・県との連絡調整というのがありますが、先の新聞にも載っておりますし、前にも言ったことがあります、市町村の自主的な合併ということが基本中の基本となっておりますが、やはり周南の合併というのが県全体の受益にかなうということであるということは、私はまぎれもない事実であろうと思っております。当然、県としてもこの合併に対しては、最大な期待を寄せておるのではなからうかと思っております。ですから、できれば39道府県がやっているということを知っておりますが、合併特例交付金、こういったものを県にお願いするのではないのですが、共に山口県勢をしっかりとこれからさらに発展させていこうと、県民こそって受益者でありますから、そういった所には十分な配慮があつてしかるべきであろうかと思っておりますし、正当性も十分私は認められるのではなからうかと思っておりますので、よろしくこの辺のところお願いいたします。

(河村和登議長)

ありがとうございました。事業計画にかかわることに関しまして、今御発言をいろいろいただいております。特に新市建設計画のあり方、それを裏付ける財政計画のあり方、先行合併のあり方について御発言いただいておりますけれども、このことにつきましては、また皆さん方の前に議案として提案させていただく時期がきたときに、今からそれに向かってしっかり皆さんに準備、議論してきていただきたいということを踏まえまして、兼重委員さんの方から御発言をいただきました。

何か皆さん方のほうで、今議案第5号、6号、事業計画、予算につきまして、いろいろの角度から結構でございますので、御発言があればいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(吉平龍司委員)

徳山の吉平でございます。お隣の委員さんが節度を持ってということで、いろいろ安心した部分もあるんですけれども、確認というか、今回の先ほどの広報の関係で、私も特別委員会でもお聞きをして心配する部分があったんで確認をしておきたいんですけれども、今回かなり限られた期間がある中で、住民の方がもう3市2町で協議した中身を情報として理解をしております、そこらについては広報する中身についても、かなり吟味をしてPRをしていきたいと思います、情報が3市2町で

の協議が従来の協議会だよりで示しておりますので、そのことと区分けをして広報していかなくてはいけないのではなからうかと思うんですけれども、そこらについてお聞きをしたいのと、もう一点、5カ月ということで、私も先進地の西東京市に確認をいたしますと、5カ月でも不可能でないというふうな意見を聞きながら、この会が先ほどの兼重委員も言われたように、節度を持ってやっていくということであれば可能ではなからうかというような個人的な見解も持っております。そういう意味で広報については、より慎重にお願いをしたいということを再度要望をしたいと思っております。

(河村和登議長)

吉平委員さんの方から広報のあり方、中身についての、またPRの仕方について、3年かけて3市2町でしっかりやってきたことも市民、住民の中に伝わっていると、そのこともしっかり念頭に置いてのPRの仕方をしっかり考えてくださいよという御発言がありましたけれども、言われるとおりでございます、そのことをしっかり頭に置いて、広報のあり方について取り組みをさせていただきたいと思っております。

ほかに何か。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ないようでございますので、ただ今、議題とさせていただいております議案第5号及び6号については、皆さん方の御意見をいただきましたけれども、原案のとおり決定することとさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第7号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会合併協定項目」について事務局から説明をいたさせます。

(事務局)

それでは、議案第7号「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会合併協定項目」について御説明をいたします。

19ページをお開きいただきたいと思います。下記にお示しいたしております合併協定項目は、3市2町合併協議会において協議決定いただきました協定項目に加え、新たに地域審議会を協定項目としてあげさせていただき、協議、決定を求める議案でございます。

本日、お手元に地域審議会について資料を御配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。この地域審議会を設置しようとする場合には、協議会で合併前に組織、運営等を決めておく必要があることから、設置の有無を含めましてお諮りするものであります。

なお、これらの事務一元化作業の基本方針といたしましては、議案等関係資料4ページを御参照いただきたいと思います。事務の一元化作業の基本方針並びに調整の分類につきましても、これまでの3市2町合併協議会で34項目の協定項目を慎重審議され、協議、決定をいただいております。これらを引き継ぐ事務作業といたしまして、今までの基本方針並びに調整の分類を踏襲いたしまして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(河村和登議長)

ただ今、お諮りをいたしておりますけれども、議案第7号といたしまして合併協定項目についてお諮りをいたしているところであります。何か皆さん方の方でお気づきの点、御質問、御意見がございましたら。はい、一原さん。

(一原英樹委員)

鹿野の一原と申します。今回、合併の協定項目の中に地域審議会が加わることになりました。本当にありがたいことです。私たち周辺の町としては、当初の説明会から住民の不安を取り除くため

に、地域審議会というものは置けるという説明をずっとしてきたところであります。今回、2市2町の合併協議会の中でこのことが取り上げられ設置されるということになれば、この上ない安心だと思えます。また、この地域審議会が新しいまちづくりに、より有意義に役立つような審議会のあり方を検討していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

今まで3市2町で合併協定項目、21項目大きくあったわけでございますけれども、それに今回、地域審議会を加えるということの提案でございます。そういう形で今、議案第7号として皆さん方にお示しをしているところでございます。新南陽の市長さんが御発言があるようでございます。

(吉村徳昌副会長)

副会長が発言をするというのはいかがかと思えますけど、今度また新しい体制ができましたので、私が一言言わせていただきます。

この地域審議会については、私も事前の準備会の中で強力につくったらどうかという一人でございます。ぜひ2市2町が一緒になりましても、各自治体のコミュニティ、そういうものは今から大切にしていかなければいけない、その基本が地域審議会ではないかと思っておりますので、どうかひとつ、徳山市さん、広くなるかもわかりませんが、各地域の特徴を生かすという意味で、この審議会をぜひ置いていただきたいと、私の方からも、立場がこういう立場でございますけど、御要望をしておきます。

以上でございます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに。なるべく多くの人に発言をしていただくように。

はい、どうぞ。

(松永正之委員)

熊毛の松永でございます。今、新南陽市の市長さんの方からお話がございましたけども、私も新聞で新南陽市の市長さんの提言ということで拝見させていただきまして、大変に喜んだものでございます。我々周辺部の者といたしましては、潜在的にどうしても中心部と周辺部の格差ができるんじゃないかとか、あるいは組織が大きくなりまして、住民の声が十分に届かないのじゃないかと、あるいはサービスも低下するんじゃないかというようなことが潜在的にありますので、非常にこれができることを喜んでおります。

それと、ここで言うていいかどうかかわからんのですけども、調整方針の分類、七つありますが、この中で新市になったら早急に調整しようというような項目がございます。これはそうした市民の不安というものを打ち消していくためにも、可能な限り詰めて答えを出していくというような方向で、ひとつ今後お願いをしたいと思います。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、田村委員さん。

(田村勇一委員)

徳山の田村でございますが、先ほどからいろいろ地域審議会についての御意見が出とるんですが、徳山といたしましても、全面的にこれは非常に大切なことだというふうに思いますんで、賛成の意見でぜひ取り入れたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、中村秀昭さん。

(中村秀昭委員)

新市建設計画なんですけど、今から事務局等、またいろいろ御苦労でございます。先般、我々の特別委員会が出たんですが、今度は本当に新しい市が一つになるわけですね。そういったことで3市2町の云々を最大限尊重するということが若干矛盾するかなと思うんですが、現下の財政状況というのは本当、日増しに厳しくなってきました。この法定協立ち上げたときは、徳山市の中でいろいろあったと。最後には、とにかく新南陽も世界長さんとかKYCとか周南電工とか、本当に問題が身近に迫って大変だなと、こういうように本当1日1日厳しい状況というものが我々の周りがあると。そういう中での新市建設計画につきましては、先ほど言ったように市が1本なんですけど、そういう意味では本当にこの施設は要るかどうか、この辺も十分ひとつ検討だけはしておいてほしいなと。

もちろん各地域の要望がありますから、今さらになってこれはだめだということではできないと思うんですけども、そういった視点で、前回ですか、我々の議会の中でも、例えば議事堂はどうするんだという意見が出たんです。我々としては、例えば体育館をうまく利用して、今までのような高価な座席に座って議論するんじゃないかと、パイプイスでいいじゃないかと、こういうような各議員からも意見が出ました。そういったことで本当に要る施設と、当面はちょっと延ばしていいぞというのをしっかり事前に議論すべきじゃないかという意見がありましたので、一応述べておきまして、結論につきましては各首長さんの方なり事務局の方へお任せしますが、そういった意見もあったということを一言だけ申し上げておきます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ただ今、議案として御提案申し上げております第7号の中で、特に地域審議会のあり方、また新市建設計画の中で、現実をしっかりとらまえて、財政計画もしっかりとらんで、新しい市として、一つの市として誕生することをとらまえて、むだな経費等もしっかり見通してから、しっかりした新市建設計画を練っていきこうじゃないかという意見もいただきましたけれども、ぜひ皆さん方にもこれからそういうことを、そういう立場に立って御発言をいただけたらと考えます。

何かほかに。はい、どうぞ。

(児玉研一委員)

熊毛の児玉でございます。2市2町になりまして初めての協議会ということでございます。先ほども、うちの松永委員が言いましたように、特に私も熊毛町の委員といたしまして、当初から合併にかかわってまいりました。その流れも、そして私ども半年おくれでしたが、2年9カ月かかってやっとここへ来て、また残念なことですが、こういう状況になったんですが、特に皆様も御承知のとおり、今熊毛町については大変な状況にあるということも御承知のとおりでございます。そうした中で住民の不安、合併についての不安というものを早い時期にぬぐい去っていかねばならない、これが私どもの仕事だというふうに考えております。

先ほど松永委員も言いましたように、3市2町するときには、かなりの部分が新市に移行した後とか、その後協議するとか、いろいろ難しい問題も含んでおりますが、なるべくそうしたものも、この46名の協議会の場でできる限り決めていっていただきたい。

そして、地域審議会につきましても、先ほど皆さんおっしゃってますように、このたびは大変いい項目を上げていただきましたなというふうに私は評価しております。一方には、過疎地になるんじゃないかと、そういう不安もたくさんお持ちの住民の方々もいらっしゃいます。ある面ではこの審議会がチェック機能も含めて果たしていただくような審議会にしていっていただきたい、かようお願い申し上げます。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに何か。はい、どうぞ、兼重さん。

(兼重 元委員)

熊毛町の委員が発言されましたので、私は熊毛町の立場に立ってお話をさせていただきたいんですが、20番の「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」、それから「新市建設計画」、これにかかる問題でありますけども、その中で(3)「水道事業」であります。これは最初3市2町のときには、確かに格差の問題などでいろいろと協議をされましたけども、今熊毛町の、私もいろいろ聞いておりますが、水道事業のことというのが非常に何かクローズアップされております。

それで、熊毛町の水道問題をどうするんだと。だから、お隣の下松市さんと我々は離れがたいんだというような論調がずっと書かれておるといのも、私も知っておりますが、果たして2市2町、熊毛の水道問題について、どのような結論を導くのか、事業計画の中にどのようにうたい上げののかと、こういった問題は、私は決して避けては通れない重要な問題だと思うんです。

それを取りもなおさず熊毛町の今の世論というか、住民のいろいろ意見が分かれておる、その大きな問題は水問題と、これだと私は理解をしておりますので、特にこの問題についてはこの場で事業計画、新市建設計画、あわせて水道事業については、料金格差とかそのようなレベルじゃない。とにかく熊毛町では13億円か負担をして、広域水道というんですかね、これも今実際やろうとしておられた事実がありますね。いまだもって負担金もずっと払っておられます。そうしたものをどぶに捨てるわけにいかぬ、幾ら水道だからって水に流すわけにいかぬ、こう思っております。

こういうことも含めて、これをどのように位置づけるかといったことをきちっとここで確認する、また決めておくことが、ひいては熊毛町の住民の皆さんの水問題に対する私は大きな担保になるんじゃないかならうかと思っておりますのですが、どうでしょうか、熊毛町さん。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(児玉研一委員)

どうもありがとうございます。3市2町のときと大分雰囲気違ってます。私も面食らったわけですが、本当に今言われますように、水問題というものは熊毛町は避けて通れない。先ほど申しましたのも、そういうこともありますので、なるべく協議会の中で協議して、ある一定の方向をきちんと出していただきたい。きょうは本当に兼重さんの方に、足を向いて寝られんような気持ちでいっぱいでございます。どうもありがとうございました。

(河村和登議長)

ただ今、議案7号として皆さん方にお諮りを申し上げますけれども、協議会として合併協定項目、22項目について協議決定をさせていただき、これから審議に入らせていただくわけであります。その中で今、熊毛町の水の問題を具体的な問題として、しっかり取り組めよという御提案いただいておりますので、議案の中で皆さん方が御理解いただけるような御議論になるように、私としても努めさせていただきたいなと、そんな思いでおりますので、そのときにはまたいろいろとお知恵をかしていただけたらと思います。

議案7号につきましてはよろこびますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは、ただ今、議題とさせていただいております議案第7号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

ここで10分ばかり休憩をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

〔休憩 午後2時10分～午後2時23分〕

(河村和登議長)

皆さんおそろいだと思いますので、会議を再開をさせていただきます。

続きまして、議案第8号合併協定項目1「合併の方式」について、事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第8号「合併の方式」について御説明申し上げます。

会議資料では20ページでございますので、そちらを御覧ください。議案の内容につきましては、先ほど運営方針の中でも御説明いたしましたけれども、3市2町合併協議会の調整を引き継ぎ、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の合併の方式を「新設合併」とするものでございます。

なお、議案関係資料5ページを御覧いただければと思います。合併の方式につきましては、新設合併と編入合併の二つの形態がございまして、3市2町合併協議会で慎重な協議を行い、合併の方式は新設合併と決定したものでございます。2市2町の合併におきましては、2市2町が対等な立場で合併することにより、各市町が有する優れた地域特性を十分発揮し、相互に機能を連携・補完する魅力ある総合的なまちづくりにつながるものと考えまして、合併の方式は新設合併とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

(河村和登議長)

今、事務局の方から説明を申し上げましたけれども、合併の方式につきましては、お示しをいたしましたように、新設合併とするということで御提案申し上げているわけでありまして。何か皆さん方の方で御質問、あるいは御意見ございましたら御提出をお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔拍手〕

(河村和登議長)

拍手が沸いておりまして、ただ今、提案申し上げております議案第8号につきましては、合併の方式は新設合併とするということで異議がないようでございますので、そのように決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第9号合併協定項目11「条例、規則等の取扱い」について提案を申し上げます。

事務局の方から説明をいたさせます。

(事務局)

それでは、議案第9号について御説明を申し上げます。

合併協定項目11「条例、規則等の取扱い」について、3市2町合併協議会の協議、調整を引き継ぎ、改めて協議、調整を求める議案でございます。

御承知のとおり、新設合併が行われますと、合併の日の前日をもちまして、2市2町のすべての条例、規則等は失効いたしますので、新市の事務事業に支障を来さないよう、合併の日及びそれ以降に新たに条例、規則等を制定し、施行することとなります。そこで、調整の方針案でございますけれども、まず第1番目といたしまして、今後合併協議会におきまして、協議、調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理をいたします。2番目といたしましては、条文の内容が同一、または一団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものといたしております。3番目といたしましては、類似、相違、また

は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかの基本に調整統一することといたしております。4番目は、条例、規則等の整備方法でございます。条例、規則等の制定に当たりましては、新市における事務事業に支障を来さぬよう、三つの区分に整理して整備いたします。

議案等関係資料の6ページを御参照いただきたいと存じます。

1番目は、専決でございますけれども、条例につきましては、議会の議決を得まして公布施行するというのが原則でございますけれども、合併の日に議会を招集するということが、現実の問題として非常に困難と考えられますので、地方自治法第179条第1項の規定を適用いたしまして、市長職務執行者が専決処分とするというものでございます。2番目が、暫定として、合併後、新たな条例、規則等、こういったものが整備されるまでは、従来の条例、規則等をそのまま新市の条例、規則等として、合併の日から適用をするものでございます。3番目につきましては、逐次として新市発足時に制定しなくても、市民生活に支障を来さない条例、規則、または専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し施行することとなります。

なお、これらの区分に該当する条例も例示として記載しております。また、右側には地方自治法において条例で定めることとされている事項も記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今、議案第9号といたしまして、合併協定項目11でございます「条例、規則等の取扱い」について、事務局の方から説明を申し上げましたけれども、条例、規則等も各自治体とも大変な数等もございまして、今までこのことについては3市2町のときにも、相当突っ込んだ専門の職員の方に意見を交換をさせていただきながら整備しておりますけれども、今お示しをいたしておりますような方法で決定をさせていただくように持っていきたいものだと思っております。

何か皆さん方の方で「条例、規則等の取扱い」につきまして、この調整方法につきまして御意見、御質問がございましたら遠慮なく御提出をお願いしたいと思います。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ただ今、議題とさせていただいております議案第9号合併協定項目11「条例、規則等の取扱い」について、皆さん方にお諮りを申し上げますけれども、原案のとおり決定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは続きまして、議案第10号合併協定項目21-(1)「電算の管理運営」について事務局から説明をさせます。

(事務局)

議案第10号合併協定項目21-(1)「電算の管理運営」について御説明を申し上げます。

この議案につきましては、先ほど議案第7号で協議決定いただきました、合併協定項目のうち21番目の「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」について協議する14項目のうち、今回は(1)の「電算の管理運営」について協議決定をお願いしようとするものでございます。

調整案といたしましては、「新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る」といたしております。

議案等関係資料7ページを御覧いただきたいと存じます。資料には、2市2町が現在行っております電算処理の状況を表にいたしております。2市2町におきましては、多くの業務を電算処理をしております、新市の事務処理につきましても、現在では電算抜きでは考えられない状況でござ

います。このため、現在2市2町でそれぞれ異なっております電算データの統合と処理システムの統合を図る必要があることから、合併に伴うシステムのあり方について、「1、新規システムの構築、2番目に、いずれかの市町の既存のシステムの活用、3番目に、当分の間、2市2町の既存のシステムの継続使用」といった角度から、さまざまな検討を行ってまいりました。

その結果、電算データ及び処理システムの統合を短期間で実現するため、各市町の現行処理システムの中から選定し、これに改善を加えて統合を図るとともに、住民記録や税関係業務など、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図ることとして調整案をお示しいたしております。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今、議案第10号といたしまして、合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」のうち「電算の管理運営」について調整したものでございまして、特に市民生活に密着しておりますことから、市民生活に支障を来さないような、そういう方向で調整しようという中身でございます。何か皆さん方の方で御意見、御質問がございましたら。はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

事務局の方へ質問を1点と、それからこの調整案についての意見を述べさせていただきます。

特別委員会の方で少数意見として、今回のこの「電算の管理運営」についての方針案は、来年の4月21日までに電算の統合作業が間に合わないというおそれもあるということ想定した方針案ではないかという質問が出まして、それについて事務局の方の回答を求めます。

それと、意見ですけれども、少数意見として電算の統合作業については、期間的に大変難しい、困難なことが予想されるので、むしろ、後出てくるんですけれども、来年の4月21日という合併期日自体を見直すべきであるという少数意見がありました。それを一応御紹介させていただきます。ただし多数意見としては、何らかの目標期限を決めて、それまでに仕事をやるように全力で尽くすというのは、民間企業では当たり前のことであると。それからまた、人とお金というのを際限なくつぎ込めば、当然これはできることであるけれども、そういうことを市民が望むということは絶対あり得ないだろうし、要はバランスの問題であると。そういうことであれば限られた財源と人的資源の中で、やるべきことは何かということで、市民生活に密着した部分、必要最小限度の部分については、必ずきっちりやる。そして、新市発足後やってもそれほど支障のない部分については、それからでもいいというふうに、きちとしたそういう区分けをしてやっていくと、そういうことは統合作業を行うという、これある意味では妥当だし、当然なことであり、この調整方針に賛成すると、これが多数意見でありました。

以上です。

(河村和登議長)

質問が事務局の方に当てられました。電算が間に合うかどうかということの御指摘だろうかと思いますが、何か事務局の方で。

(事務局)

今の御質問、特別委員会の意見でございますが、2点あったように思いますけれども、間に合わないから段階的統合という調整ではないのかというのが1点と、それと関連しますが、間に合うのかというこの二つだろうかと思えます。

まず、段階的という意味で、今特別委員会で多数の意見がそうであったということでございましたけれども、各市町の電算システムでは、住民記録を中心としまして、印鑑登録ですとか住民税、あるいは固定資産税、軽自動車税、国民健康保険など非常にさまざまな分野にコンピューターを活

用しておるわけでございますけども、上下水道、あるいは住宅管理とか図書館など、住民記録と余り関連が少ないという業務もございます。あるいは住民税、固定資産税、軽自動車税など賦課基準日がございます、合併後の課税処理は16年になるというものもございますので、合併の日に必要なもの、合併後に対応しても可能なものというものに分類をして統合を図るものがございます。

それと、期日に間に合うかという中で、一つはどうしても合併の日の前日までというものを優先するということと、昨年度、国の財政支援措置で現在のそれぞれのシステムの分析調査を実施しております、これを参考にして、それとその調査の中で3メーカーのシステムエンジニアの方とそれぞれの電算担当者の方を交えて、いろんな基本的な手順、課題等についてはかなりの論議もしておりますので、こういったことを踏まえながら、4月21日に間に合うように統合を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

(河村和登議長)

いいですかね。ほかに。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

熊毛の田中ですが、今の質問と若干かわりがあるんですが、新市の発足と同時に市民生活に密接に関連した業務を優先しながら段階的に統合するという調整案になっておりますが、この点について第1点は、具体的に今説明があったような形で進められるということになるのだと思いますけれども、私は電算関係にそう詳しいわけではありませんが、専門家の話によりますと、通常こういう場合には約1年程度は必要だというふうに言われております。そういたしますと議案第11号とのかかわりで言うなら、先ほど委員の指摘もありましたように、少数意見として上げられたということでもありますけれども、合併の期日そのものが問題であるのではないかと、無理があるのではないかとというふうにも考えられます。したがって、この合併期日を先に決めておいて、そこに実務をあわせていくということから、かなり無理が起きてくるのではないかとというふうに思います。その点をひとつ伺いして、その次には若干かわってくると思いますが、そのお答えをいただきたいと思いますが。

(河村和登議長)

議案第11号にも関連しておりますけれども、合併の期日等、その中でもまた御議論をいただくようになろうかと思っておりますけれども、この「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」の「電算の管理運営」、このことが市民生活に密着に関係しておりますことから、すべての業務を新市発足と同時にということについては、御指摘の点も事務局として考えているところでございますけれども、今事務局の方でも説明申し上げましたけれども、市民の生活に支障を来さないように、市民生活に密着している業務を優先しながら、この「電算の管理運営」については調整を行っていかうという中身でございます、恐らく新市を誕生させることですから、すべてということには大変いつの時代でも、時間を1年かけてもすべてにならないかもわかりませんが、関係者が集まってしっかり何度となく、電算関係の人も含めて取り組みをさせていただいて、その中でこういう方向で皆さんの調整をお願いしたいということで御提案を申し上げてるわけでありまして、そこらあたりも御理解をいただきたいと思うわけでありまして。

ですから、方向としては、今議案第10号でお示しをいたしております「電算の管理運営」についての調整方法は、市民の生活に密着した関連した業務を優先しながらやると。あわせて少し時間かけてでも市民生活にそれだけ支障を来さないものについては、しっかり時間をかけてやらせていただくと、そういう調整の流れになっていくのではないかと。あくまで議論をしていただきながら決めていくことですから、そういうことの中で御発言をいただけたらと思います。はい、どうぞ、田中さん。

(田中泰典委員)

今御答弁をいただきましたが、設立会議の申し合わせによりますと、合併協議と並行して準備室といいますが、そういうものが設置されて進められるというふうに聞いております。また、その中で電算処理事務を専門とする部門も置かれるのではないかとこのふうにも聞いておりますが、そういたしますと私たちの一般市民の個人のプライバシーにかかわる問題が出てくるのではないかと。特に情報公開でも一定の制限がされておられるような部分もあると、当然該当するというふうには、例えば住民税というのが先ほど出ましたが、そういうものが出てくるというふうに思います。そういたしますと今申し上げましたように、個人のプライバシーにかかわる問題はどうかというの、大変大きな問題になってくるというふうには私は思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

それと同時に、本来なら合併の準備というのは、そういう実務が進められるというのは、原則的には協定が成り立ってから後だというのが筋ではないかとこのふうには思いますが、協議と並行してこの合併実務が進められるということについての関連でいいますと、先ほど申し上げましたように、そういう無理をしなければならぬというのは、期日を先に決めておられるということから来るのではないかとこのふうには私、思いますが、以上2点についてお伺いしたいと思います。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

合併事務につきましては、先ほど来からお話が出ておりますように、本協議会につきましては、合併を前提として協議会を設置すると、そういったことで共通理解の中で合併協議会を設置いたしております。それで、合併準備を早く進めることによって、極力早期に合併を実現するということが、逆に申し上げるならば、住民の皆さん方の御期待にこたえるものではないかとこのふうには我々は考えております。そして、その合併準備について申し上げるならば、この地域だけでなくして、他の合併先進地におきましても、合併準備につきましては、合併が正式に決定される前、すなわち合併の議決あるいは協定書の調印の前にも、合併の準備については行われてる事例というものは結構あります。

それともう一点いただきました守秘義務の関係でございますけれども、地方公務員につきましては、地方公務員法の中で守秘義務の規定がございます。当然個人のプライバシーについては守っていくということになりますけれども、また業者につきましても、これは契約の中にそういった個人のプライバシーの保護ですね、これについては契約の条項の中に盛り込んで、不都合が生じないように対応していくということにしておりますので、そのあたりはひとつ御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、田中さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

今お答えをいただきましたが、守秘義務にかかわってですが、地方公務員法の守秘義務でもって対応を図られるということに具体的にはなるのではないかとこのふうには思いますが、ただ私は懸念いたしますのは、熊毛町の職員は確かに熊毛町の情報は守秘義務が生じる。ただし徳山市の住民の方々のプライバシーにかかわる問題を、熊毛町の職員が仮に守秘義務に外れたとした場合の対応はどうかというあたりは問題があるというふうには、疑義があるというふうには私は考えております。そのあたりはどのように理解をされておられるのか。

それからもう一点、合併協議と並行して合併準備が進められるというのは、幾つもあるとい

うふうに説明がありましたが、総理府の見解では合併の調印後に実務を進めるのが通常だという見解がでているというふうに聞いております。この点についていかがでしょうか。

(河村和登議長)

どうぞ、はい、藤井委員。

(藤井康弘委員)

私の考えを述べたいんですけれども、今回2市2町の議会、最終的に合併の議決を決定する権限を持つてる議会が合併を前提としたということ、当然承知した上での2市2町の法定合併協議会の設立について議決をしているわけですから、これにあわせて準備作業を始めるということは、全く不思議のない、妥当なことだというふうに私は考えております。

それと、今言われたプライバシーの問題ですけれども、そういうことが生じるということであれば、合併の議決をした後であろうが、調印式の後であろうが、全く新市が本当に発足した後でなければ、統合作業はできないということになってしまうんですが、そうすると、もう先進事例で、合併は当然、準備作業の上で合併されているわけですけど、それはすべて違法だったということになるわけで、ちょっと論理的にはあり得ない話だというふうに思うんですけれども。

(河村和登議長)

2点について、事務局の方から、先ほどの質問に対して答弁させていただきたいと思います。

(事務局)

まず、合併に伴うシステム統合作業が地方公務員法の守秘義務の規定に問題になるのではなからうかという御質問のようでございますけれども、地方公務員法第34条で、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されているところでございます。システム統合作業は、2市2町の電算担当者や各業務の担当者を初め、電算メーカーの技術者との共同作業として進めるものでございます。特に、職務上知り得たということで、どこかの市の職員が他市あるいは他町の情報、これも当然、職務上ということでございまして、プライバシーを守る義務があると。それとまた共同作業でございますので、2市2町の職員が職務として行うということでございまして、まず、守秘義務に従ってプライバシーを守っていくということでございますので御理解をいただきたいというふうに思います。先ほど局長も答弁しましたように、また、電算メーカーとの間にも守秘義務の、その契約書の中に規定を入れるという形をとりたいというふうに考えております。

それから、合併前にさまざまな準備の問題ですが、とりわけ先ほど調整を決定いただいた条例並びに、この電算システム統合というのが、非常に労力を使うわけでございますけれども、最近、合併しました篠山市、あるいは西東京市、さいたま市の例を見ましても、合併協議会を設置して、すぐ、あるいは二、三カ月後とか、そういった段階からシステム統合の作業を開始しております。

また、昨年度実施しました電算システム分析調査は、国の合併準備補助金を活用して実施しておりますけれども、この補助金は、合併協議会を構成する市町村が実施する合併の準備に係る事業について交付されるもので、国においても合併協議段階から合併の準備を支援すると、そういうことでございますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

守秘義務については、地公法34条で対応すると。業者の方は、契約で対応するというお話のようでございますが、先ほども申し上げましたように、自治体が異なる場合の34条の適用というのが、必ずしもそういうふうになるのか。今の説明のようになるのかどうなのかという点については、法制上、疑義があるというふうに私は伺っておりますので、重ねてその辺をお伺いしたいと思います。

す。

それから、幾つもそういう先進事例があって、合併協議として並行して準備が進められるということは妥当だという見解のようでございますが、私がただした総理府の見解では、やはり原則的にはそうではないんだと。やはり合併が決まってからでない、そういう動きは難しいという見解のようですが、その辺を重ねてお伺いしたいと思います。

(河村和登議長)

内容的には、同じことのやりとりになっておりますので、できるだけ多くの方の御発言をいただきながら、議案第10号についてのまとめをしたいと、このように考えますので、御協力のほどをお願いを申し上げたいと思います。

今の質問に対して何か事務局の方で。

(事務局)

地方公務員法の秘密を守る義務、これは、当然他市町の情報であれ、これは守らなければならないというふうに私どもは理解をしているところでございます。御懸念のようなことがあるならば、それぞれ今から作業を開始する上で、2市2町の首長同士がそれなりの情報を厳格に取り扱うというふうな文書を交わして進めるとか、そういったことも首長会議で検討してみてもよいかなと思いますけれども、そういったことも踏まえながら、住民の皆さんのプライバシーは厳重に守っていきたいというふうに考えます。

それと、2点目でございますが、先ほどの藤井委員さんからもございましたように、3市2町が3年の歳月をかけて協議をして、そして、残念ながら現在の状況になる中で、2市2町が合併を前提に協議をしようということで、これは議会にも御提案をし、それぞれの議会で先般御議決をいただいたということでございまして、そうした中で他市の事例も任意の協議会の段階は別でございまして、法定の合併協議会を設置した段階では、システム統合等の作業に取りかかっているというのが現状でございますし、当然、合併を目指すからには、それに間に合うような準備をするというのは、当然自治体としての、あるいは職員としての責務というふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、中村さん。

(中村秀昭委員)

新南陽市としましては、基本的には、これはもう賛成しています。

明治維新も一夜にして日本の全体が変わったんじゃないし、何年かして廃藩置県とか、いろいろなったわけございまして、基本的にはこういう進め方ですね、市民生活に密着したものを重要視すると。ただ、先般もさる銀行で大変なミスがあったわけですね。お互いにミスをやろうと思うてやっとなるわけじゃないんですが、やはり急ぐ余り、どうしてもそこへ落ち度があったと。やはりこれは、私は他山の石とすべきだろうということで、ミスを想定した作業というのはどうかなと思うんですけども、お互いがやっぱり人間がやることですから、やはり心の底に、それを置きながら、万一あったときには、素早く対応できるというような、そういう前もっての危機意識も必要じゃないかと。これは、まあ若干皆さんのプロに対して失礼かもしれませんが、老婆心として申し上げておきたいと。基本的には賛成でございます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。いろいろ御意見いただきましたけれども、ただ今、議題とさせていただきます議案第10号「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」でございますけれども、その中で御意見もいただいておりますが、「電算の管理運営」につきましては、

今、御指摘がございましたけれども、市民生活に密着していることもありまして、市民生活に支障を来さないように今からしっかりやっけていこうということでございますので、御理解の上、御協力をいただきたいと思ひます。

それでは、皆さん方にお諮り申し上げますけれども、ただ今、議案第10号として出させていたでいてありますが、「電算の管理運営」につきましては、原案のとおり決定させていただきたいと思ひます。いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。

それでは続きまして議案第11号でございます。「合併の期日」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたさせます。

(事務局)

それでは、議案第11号「合併の期日」について御説明申し上げます。

会議資料では23ページになりますので御覧いただきたいと思ひます。議案の内容につきましては、先ほど来からの運営方針の中でも御説明いたしてありますが、3市2町合併協議会の調整を引き継ぎ、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の合併の期日を平成15年4月21日とするものでございます。

議案関係資料の8ページを御参照願ひたいと思ひます。

合併の期日は、御案内のとおり、3市2町合併協議会で延べ4回の慎重な審議を経て、平成15年4月21日に決定されたものでございます。資料2は、その経緯をお示ししておりますが、ほとんどの委員さんから早期合併の実現を前提に、平成14年度あるいは15年度という御意見をいただく中で、資料上段に記しておりますが、5点の調整に当たっての主な配慮事項等について、さらに具体的な協議検討を行った上で大方の賛同をもちまして御決定いただいたものでございます。

なお、本協議会は、冒頭の会長のあいさつの中にもありましたように、平成15年4月21日に合併をしようとする熟度の高い2市2町が設置したものでございます。したがって、合併期日を「平成15年4月21日」としてお諮りするものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

(河村和登議長)

ただ今、議案第11号としてお示しをいたしてありますけれども、合併協定項目の2でございます「合併の期日」についてでございます。皆さん方のほうから御質問、御意見がございましたら遠慮なく御発言をいただきたいと思ひます。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

私、合併の期日については、先ほどから御提案の中にもありましたが、3市2町の中で議論をしておるといふことであるといふことが合併期日の決定の理由のように思ひますが、私は、この2市2町がこれを受け継いでいくといふことには無理があるのではないかといふふうに思ひます。幾ら3市2町で議論がやられたからと言ひましても、新しい枠組みのもとでは、当然、この新たな視点から協議をされなければならぬ課題が幾つも出てくるといふふうに私は思ひます。

したがって、3市2町マイナス下松市といったような計画、新市の建設計画ですが、そういうものも、そういう図式では運ばないのではないかといふふうに思ひます。したがって、特例法では、今私が申し上げるまでもない話ですが、平成17年3月31日までといふふうになっておりますし、

この範囲で見直す必要があるのではないか。この点について、先ほど電算システムのところでも若干触れましたが、このことに対してどのように考えておられるのかひとつお伺いしたいと思います。

(河村和登議長)

今のことについて私の方から少しお話を申し上げてみたいと思いますけれども、3市2町で法定協を立ち上げて3年たちまして、細かく34項目、大きく分けて21項目でございましたけれども、昨年の4月に、13年度にすべての34項目の協議を終えようということで、67人の委員の方にお諮りを申し上げ、そして、この合併の期日につきましては、第15回目、すなわち昨年の10月4日の会議から4回にわたって協議をしてきたわけであります。

最終的には昨年の12月26日に私の方から、提案する立場にありますこともありまして御提案を申し上げて、議論をいただいて、そして、合併の期日の決定を、3市2町の法定協の中では決定がされたということでございまして、合併の期日については、もう随分、3市2町で協議しましたし、また、2市2町の中でも各議会、いろいろの形で協議されておられまして、そして、きょうこの第1回目の法定協の中でも、そのことも含めて2市2町で法定協を立ち上げるときにも議論をいただきながら、その中での御提案ということになっておりますことから御理解をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

先ほど、藤井康弘委員が言われたと同じような趣旨になりますけど、本来、ここに出されておるこの議案については、事前に各市町の議会の議決を得ているわけです。そのときに、この議案として出された問題は、すべて多数決によって決定済みです。要するに議会の議決を得ているということでもあります。

私は、田中委員にちょっとお尋ねしたいんですけれども、議会制民主主義というのをどのようにとらえておられるのか。決定しても私は反対でありますとか、その議会の議決を否定するような発言、この場で出てくるということそのものに私はちょっと、議会制民主主義によって我々議会というのが設定されて、構成員たる我々が、ここにきて自己否定をするようなことが本来あってもよろしかろうかと。気に入らんからごたごたいろいろ言わせてもらおうとかいうわけにやいかんですよ。それなら、熊毛町の議会の中でしっかりやられて否決されればよかった。そしたら、こういう問題は出てこないです。そうじゃないかと思うんです。

だから、私は、共産党の皆さんは、合併に基本的には反対でしょうけども、しかし、それぞれの議会の議決を得て、ここに提案されてる議案に対して、その構成員たる議員がみずからを否定するような意見というものについては、私は、いささか問題ありと、このように言いたいんですけれども、いかがですか、田中さん。

(河村和登議長)

私が、冒頭のあいさつの中で、私の気持ちを皆さん方に最初お伝え申し上げましたけれども、和やかな雰囲気、兼重さんが気合入れられると、大分私もこうなりますので、なるべくいいまちをつくるということで、今、本当に周南の中核都市、すてきなまちをつくらうということでこの席があり、エネルギーを使ってきていることもありまして、そこらあたりも踏まえまして御発言をいただきたいと思っております。はい、一原さん、どうぞ。

(一原英樹委員)

和やかな会議にしなければなりません。今回は、合併の是非も問わずに、もうひたすら4月21日に向かって、みんながどんなまちをつくるか、どのように積み上げるかという議論の場にしていかなければなりません。熊毛町さんの方でも田中さん、やっぱり議決をしてここに来ておられます。やっぱりこの議決というものは大事にしていかなければ、会議が進んでまいりません。みんながこれから1年をかけて、もう1年ありません。みんながこれから合併をするんだという中で、

何をどうすればいいかということのみんなが和やかな中に議論を深めていく、そうでなければ、この会は成り立ちませんので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、田中さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

議会制民主主義を知っているのかという御発言でございますが、私、十分承知しております。ただし、熊毛町は、御案内のように、非常に拮抗した形で議会が運営をされております。

それと、もう一つは、議会制民主主義の中で大事なことは、少数意見をどう取り扱うかという非常に重要な問題が議会制民主主義の中にはあります。この問題を抜きにして、議会制民主主義は多数だからということで運営をいたしますと、必ず亀裂が生じる。

それで、私は、今も皆さん方から御指摘がありましたように、合併に対する慎重派を代表してここに参加をさせていただいております。そういう観点から、私は、やはり一定の問題の提起はしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(河村和登議長)

結構ですよ。協議の中でもしっかり発言をしていただくように議長としても努めておりますので、遠慮なく御発言をいただきたいと思ひます。最終的には、委員の方に意思表示をしていただきながらまとめ上げていきたいと、このように努めさせていただきたいと思ひます。はい、どうぞ。

(石川光生委員)

鹿野の石川でございます。うちの今、一原君も言いましたけれども、この合併の期日については3市2町の協議会では、随分時間をかけて協議をしまいいりました。来年の4月21日ということに、その時点では決定をしております。

確かに、田中さんが言われるように、3市2町マイナス下松市イコール2市2町ということにはならない。枠組みが変わるわけで、協議をやり直さなければならない部分もあるわけですがけれども、まだ、それにしても時間はあるわけで、ひとつ精力的に、そして、効率的に協議を進めて、ぜひ来年の4月21日に合併できるようにみんなで頑張りましょう。私は賛成であります。

(河村和登議長)

ありがとうございます。できれば、はい、どうぞ。民間の方もきょうは、こちらから半分ばかり発言されて、私もこちらを向いてるんですけど、女性の方も遠慮なく。

(清永一彦委員)

徳山の清永でございます。民間の方から発言がないということで、一言。

議会制民主主義がどうか、いろいろございますが、要は、私も3市2町の合併協議会にもずっと出てまいりましたし、そして、いろいろな議論もしてまいりました。残念ながら、下松市さんのああいう事情で2市2町ということでこの合併問題を再出発をしたわけでありませう。我々、この問題を非常に重く受けとめなさいかんとするんではなせう。もう今までの議論は議論として、3市2町の議論は議論としても、ここでスタートしたということ非常に重く受けとめて、しかも冒頭、会長がいさつにも触れられたように、非常に重い責務を持っておる。と同時にそのスタートに至るまで、きょうに至るまで、各議会あるいは各首長さんが慎重に、しかも時間をかけて、この協議会をスタートをされた。これは、もうあらゆる報道関係で、私は、住民の皆様方も、その重さは十分理解をされてるんじゃないかな、そんな気持ちで私もこの会に出席をしております。

したがいまして、先ほどから出る出ますように、協議をすべきは徹底的にする。これは、当然であります。やはり確認をして、進もうとして確認をしてきた事項、つまり合併はもう前提に、もう合併ありきでいこう、議会で議決された、そして、みんな仲よく楽しく、そして、慎重に論

議をしようと、私はこれを大切にしながら進めば、必ずや新しい新市ができ上がるというふうに思います。

だから、議論はしながらも、やはり尊重すべきとこといいますか、これをしっかり認識をして、みんなで進もうじゃありませんか。

(河村和登議長)

ありがとうございました。なるべく新しい人に発言をいただきたいと思います。はい、どうぞ、藤井さん。

(藤井康弘委員)

それでは、田中議員が言われたので、実質的にやっぱりこっちも反論をしておかなければならぬので、市民の方に誤解を受けるといけませんので、ちょっとだけさせていただきますと、2市2町になったから、3市2町の合併期日をそのまま踏襲するのはおかしいんじゃないかというふうに言われたんですけど、法的には確かにそうなんです。ただ、政治的なことから考えたら、要するに3市2町ですと3年間やってきて、もう合併期日も含めてすべての協議が終了することができた。ところが、下松市さんがああいう状態になって、できるだけせつかく3年間やってきたことを生かそう、4月21日に合併できるところで先行合併しようということで、この2市2町の合併協議会が始まっているわけですから、この全く、まず来年の4月21日に合併できるところというわけですから、これがまず前提になるわけです。政治的には、まさにこれはポイントなわけです。

それと、合併特例法の期限のことを言われたんですけども、私も行財政改革の件だけでいったら、別に早期合併にこだわる必要はないと思うんです。ただ、周南の場合は、それに加えて、周南の地域経済の活性化というのが一つの大きな目標になっているわけです。これは、特に、県央部との都市間競争という面が非常に強いわけです。で、県央部の方で今合併の話が始まっているわけです。それ要するに後からおくれるようなことになる、それでなくても、今徳山から小郡町の方へ事業所の移転という点で非常に流出が続いているわけです。こういう危機感から、我々は、とにかく早く早期に合併することが周南の地域経済のために絶対やらなければならない。政治部門にとっての責任であるということで来年の4月21日、早期合併ということを決めたわけです。ですから、今言われたような合併特例法の期限までというような悠長なことはやっぱり絶対言うことはできないと思います。

以上です。

(河村和登議長)

はい、田中さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

悠長なことは言っておられないという御発言のようですが、私は、先ほどからも申し上げますように、非常に熊毛町は複雑な情勢にあります。したがって、ここで、無理を押しということになると、住民の方々がどういうふうな形で動かれるかと、非常に未知数な問題があります。特に今新聞等でも報道されておりますように、議会の解散のための直接請求が起きております。こうしたことも踏まえて、私は、今の問題点を提起をいたしておるわけでありまして、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

(河村和登議長)

議案第11号に関していろいろの角度から御意見をいただいておりますけれども、2市2町が力を合わせて、将来に向かって2市2町が一つの市を誕生させることですから、熊毛町民も新南陽市民も徳山市民もみんな同じ立場にあるわけでありまして、その中で新市を誕生さそうということで皆

さん方でいろいろと御協議をいただいております。

そういうことも含めまして、ただ今、議案として提案させていただいております議案第11号合併協定項目2「合併の期日」につきまして原案のとおり決定をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕(拍手)

(河村和登議長)

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第12号合併協定項目3「新市の名称」についてを議題とさせていただきます。事務局の方から説明をいたさせます。

(事務局)

それでは、議案第12号「新市の名称」に関する御説明を申し上げます。

会議資料では24ページを御覧いただきたいと思っております。議案の内容につきましては、3市2町合併協議会の調整を引き継ぎまして、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町が合併して誕生する新市の名称を「周南市」とするものでございます。

議案等関係資料では9ページを御覧いただきたいと思っております。新市の名称につきましては、御案内のとおり、3市2町合併協議会で小委員会への付託事項として、慎重な御協議をしていただきまして、合併協議会での継続協議を重ねた後に、大方の賛同をもちまして「周南市」と決定したものでございます。

資料には、経緯あるいは公募結果の一部をまとめておりますけれども、これまで3市2町合併協議会では、全国的な知名度や名称変更に伴う経費、住民生活への影響などといった観点での協議がなされておりますし、一方では、段階的に合併を進め、将来的には周南全域での中核都市づくりを目指すとした観点での論議もされております。また、住民公募結果を見ましても、周南市は、全体の5分の1を占めておりますし、各市町の地域別応募状況におきましても、おおむねこれと同等の割合となっております。最大の数字を示しているものでございます。

こうしたことから、提案理由といたしましては、新市の名称は、既に住民の声やあらゆる論議を反映されたものであり、さらには、2市2町合併が3市2町の先行合併でありますことから、調整方針をそのまま引き継ぐことが適当と考えまして、新市の名称を「周南市」とするものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

(河村和登議長)

ただ今、議題とさせていただいております議案第12号「新市の名称」について、皆さん方のほうで御発言、御意見がございましたらお願いを申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

異義がないようでございますので、議案第12号につきましては、原案のとおり新市の名称は「周南市」とさせていただきます。

続きまして、議案第13号合併協定項目4「新市の事務所の位置」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第13号「新市の事務所の位置」に関する御説明を申し上げます。

会議資料では、25ページに当たります。議案の内容は、3市2町合併協議会の調整を引き継ぎまして、「合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする」ものでございます。

議案等関係資料につきましては10ページを御覧いただきたいと思っております。新市の事務所の位置は、御案内のとおり、3市2町合併協議会で小委員会への付託事項といたしまして慎重な協議を行い、その報告をもとに、大方の賛同をもちまして「合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする」と決定したものでございます。

資料には、経緯をまとめておりますし、次ページ以降には、主要官公署の状況、鉄道、道路等の状況をお示ししておりますので御覧をいただきたいと思っております。

提案理由といたしまして、本来、新市の事務所の位置は、地方自治法第4条の規定に基づきまして、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について配慮を行った上決定されるものとされておまして、3市2町合併協議会では、このことにつきまして十分論議をしております。また、この法律に基づきまして、2市2町の現状を見ましても、交通の利便性や官公署の状況から、新市の事務所の位置は徳山市役所とすることが適当でありますし、将来的に下松市を含めました段階的な合併を行おうとする観点からも調整方針をそのまま引き継ぐことが妥当だと考えまして、「合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする」ものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

(河村和登議長)

ただ今、お示しをいたしております議案第13号合併協定項目4「新市の事務所の位置」について、事務局から説明申し上げましたけれども、皆さん方の方で何か御発言があればお願いを申し上げます。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ないようでございますので、新市の事務所の位置につきましては、今、事務局から説明申し上げましたけれども、徳山市役所とすることに決定させていただきます。御協力ありがとうございました。

いろいろ御意見いただきましたけれども、本日、用意いたしました議案第13号まで、以上で協議を終えたところであります。

せっかくのチャンスでございますことから、委員の皆さん方、あるいは事務局の方で何かお気づきの点、御発言がございましたら、遠慮なくいただきたいと思っております。はい、宮崎さん、どうぞ。

(宮崎 進委員)

議長さん、その他じゃから何でもいいですね。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(宮崎 進委員)

議案については、和やかにやろうということなんですけれども、そのようにしていくつもりでございますけれども、その他なんでちょっと皮肉を言いたいんです。会長さん、副会長さん、それから、事務局の方に対しまして。

きょう、冒頭に発言したかったんですけれども、会長さんといいますが、議長さんのあいさつで和やかにということなんで、冒頭からいくと、テレビに映って、また家へ帰ってけんかせんやいけんの、その他になったらテレビに映らないかなと思ったんじゃないけど、また、テレビが映るわけですけれども。

まず、第1点、この案内があった内容でございますけれども、この中を見ますと、我々議会の議員の委員になった名簿が載っておりません。振り返りますと、平成11年1月に行われました3市のときには、報告としてこれに載っております。そして、第4回目の3市2町になったときも報告として載っております。なぜ、こう言うかといいますと、私、議案をいただいたんですけれども、これは出席しなきゃいけないのと話したところ、あんた名前が載ってないじゃないかと。名前が載ってないのにどうして出席するんかと、こう言われたんです。ただ、新南陽市議会議長から、2市2町の委員に議長推薦でなったという連絡は受けたけれども、ほかからは何も委嘱状も何もないじゃないかと。ましてこれを見るとあんたの名前載ってないじゃないかと。それで、この通知を見ますと、名前がなくして各委員になっておる。あんたどこで委員になっておるんかと、こういう質問が来ました。それで、どうしようかなと思うけど、一応出んにゃいけないと思うて、きょう来てから冒頭で言うて退席しようかと思うたんですけども、その辺が一つ問題がございます。言うことわかりますかね。

(河村和登議長)

不手際がありましたことおわび申し上げます。

(宮崎 進委員)

まだあります。それから、きょうの議案の質疑の中でいろいろな御意見出まして、貴重な意見があったと思います。その中で事務局の方から、新市の建設計画になりますけれども、できるだけ早くというのがございましたけれども、この時期に来て、できるだけ早くじゃ間に合わないと思うんですよ。やっぱり一日も早く出してもらわないと。先ほど、合併の期日が平成15年4月21日と決まりましたけれども、それを考えても、単純に考えても、この9月か10月までには個々の結論を出さなきゃいけないと、みんなが努力していかなきゃいけないと、そういうさなかに、また、どこかの委員さんの方から月に2回とかいう話がありましたけれども、事務局は忙しいかもわからんけれども、やはりそれ相当に努力してもらわないと物事は進まないじゃないかと。そのためには、ある程度、そりゃ3市2町で協議した基本的なものがあるならば、できるだけ早くじゃなくして、次回でも出しましょうというような姿勢をやっぱり前面に出してもらいたいと。そうしないと、ここへ出席しとる委員さんの方にも、また、いつになるかわからんのと。事務局は、できるだけ早くと言うけれども、いつになるかわからんのかというんじゃ物事は進まんのではないかと。こういうように私は個人的には考えているわけでございます。その中でまた水の問題が出ました。確かに大事なことです。その新市建設計画を、できるだけこの委員が協議し、また、それぞれの地域に持ち帰って、やはり地域住民に理解してもらうためには、そのようにやってもらいたいと、こういうように私は考えておるところでございます。

また、きょう先ほどと関連しますけれども、来たらこういうように名簿とか載っておりますけれども、今後につきましては、あらかじめ決まったものは最初に送っていただいてから、それぞれ個人が検討しておく。ここへ来てから資料もらったんでは、今までの3市2町のように、また持ち帰りましょうというようなことが起こったのでは、物事は早く進まないで、とにかくその辺の不手際というんだけは直していただきたいと。非常に事務局も忙しいかもわからんけど、努力していただきたいということをお願いいたします。

最後になりますけれども、とにかく和やかという言葉は別にいたしまして、3市2町で約3年間努力してきておりますし、また、この2市2町につきましても、2市2町の首長さん、あるいは議会、あるいは民間の委員さんらが努力されてきょうになったわけですけれども、どうかみんなが力を出し、知恵を絞って、できるだけ早くまとめて、それぞれの議会で議決いただき、県の方に持っていったいただき、またその上に国の方に持ち寄っていただきまして、速やかに平成15年4月21日が迎えられるように、みんなが努力していくことを約束といいますか、しながら、また審議を進めていったらと、このように考えおりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

ざいます。

(河村和登議長)

いろいろと貴重な御意見をありがとうございました。今ちょっと事務的な不手際がありましたことを会長としておわびを申し上げますと同時に、今お話がありました期日の問題、兼重議長からも発言ございましたけれども、2市2町首長の協議の中で精力的にしっかりやっていこうということを申し合わせておりますことから、皆さん方の御期待に添えるように頑張っていきたいと思えます。

この場で恐縮でございますけれども、次回の開催につきましては、6月22日を予定をさせていただいております。これは内輪の2市2町での首長会議でのまだ話し合いの段階でございますけれども、この月の22日に次の会議を予定させていただいております、委員の方には大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、ぜひ時間をつくっていただきますようお願いを申し上げたいと思えます。

ほかに何か。はい、どうぞ。

(三浦義孝委員)

その他の項ですから、実は、合併の期日が決まりましたので、やはり粛々とその事務作業あるいはこの協議は進めていかなければなりません、あわせてやはり市民への周知っていうか、民意のわき上がりを期待をしなければいけません。

私は、そのために、これは、黒神会長が会長ですが、周南中核協の組織の中でもいいんじゃないかと思いますが、予算的なものも絡みますが、いよいよもう365日を切って、317日のはずです。カウントダウンが始まりましたので、ぜひ徳山市駅前、新南陽駅前、鹿野町役場前、熊毛町役場前に塔ぐらい立てて、あるいは垂れ幕かなにかをして、周南市誕生、平成15年4月21日、あと何日というような、特に私のイメージでは、駅ビルの電光掲示板か、あるいは平和通りのスクランブルに毎日書いてもらうようなことはできないだろうか。そりゃあんまりやり過ぎると早過ぎると言われますんで、ぜひ大方の賛同を得て、民間運動としてやったらどうだろうかと思って御意見を伺いたいと思えます。

それとあわせて、先ほどの第5号の議案で、事業計画があって中村秀昭委員がおっしゃいましたけど、やはり今活字でするよりはホームページとか、あるいはメール、携帯電話の周知の方がもっと大きいわけですから、ホームページの作成についても事務局の作成が悪いって言うんじゃないですが、監修をされながら、民間の、特に女性のボランティアの方に加わってもらって、読みやすいホームページの作成で、早くこれが情報が次に伝わるようお願いをいたしたい。要望でございます。

以上です。

(河村和登議長)

御要望いただきましたけれども、よく話し合って検討してみたいと思えます。ここで決めていけない問題でもないかと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。事務局の方から。

(事務局)

細かいことでございますけれども、席順ですね。今回は第1回の協議会ということで、事務局の方で勝手に決めさせていただいたということなんですけれども、次回以降、今後の席順につきまして、皆さん方のほうから御意見があれば、これを踏まえて対応していきたいというふうに考えておりますので、何か御意見がありましたら、ひとつよろしく願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(廣本武生委員)

席のことについてであります、鹿野町の廣本と申します。

3市2町のとき67名、このたびは会長さん含めて46名ということで21名減で、きょうは事務局の方でこういうふうな設定していただきましたが、私は、こういった席の方がかえっていいのではないかと。今までは、途中で変わったんですけれども、自分で席を選びなさいということでしたが、大変いい席に座ることができる日もありますし、嫌な席に座るときもあります。きょうは、前方に、すべて議員さんがいらっしゃいますので、ああきょうは議員さんの意見が非常に多いなということも一目瞭然にわかりますし、民間が少ないなというのもすぐわかります。かえってこの方がいいのではないかというふうに、私個人の意見であります。そういったことでございますので、皆さんの意見も問うてみてください。

(河村和登議長)

ほかに何か、席のことについて。いいですかね。こういう形で皆さんの顔を見ながら発言をしっかり聞かせていただきながら会議を進めさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

ほかに何か、ないですか。ないようでしたら、本日の会議は以上で閉じさせていただきますと思います。皆さん方の、いろいろの御意見をいただきましたけれども、これから、しっかり、また力を合わせて頑張っていきたいものだと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げまして、会議を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。(拍手)

〔午後3時35分閉会〕

---

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長（議長）            河            村            和            登

署 名 委 員            清            永            一            彦

署 名 委 員            今            井            和            代

署 名 委 員            上            田                            悟

署 名 委 員            石            川            光            生